

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第146号

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市美術館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「次長」を「副館長」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 美術館に事務局長を置くことがある。

第4条第2項中「次長」を「副館長」に改め、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 事務局長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第5条第1項中「次長が」を「副館長が」に、「次長に」を「副館長に事故があるときは、事務局長がその職務を代理し、事務局長に」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)